

【解説】

筑前町では、子どもたちが未来に夢や希望を持ち、いきいきと自分らしく、たくましく生きていけるように子どもの権利を保障する「筑前町子どもの権利条例」を制定しました。

近年、全国的に急速な少子化の進行や家族形態の多様化などの中で、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの安心・安全が脅かされる事象が社会問題になるとともに、子どもが生きづらさを抱え、いじめ、不登校、自殺、虐待など子どもの置かれている状況が深刻化しています。このような問題とともに子どもたちの自己肯定感・自尊感情が低下し続けていることは危機的な問題です。

筑前町においては、虐待や不登校などの問題が次第に深刻化してきているなか平成18年に起きた悲しい出来事を二度と繰り返さないため、町としての具体的な取り組みを検討する筑前町子ども未来会議を設置しました。

会議の中で、

「1994年の子どもの権利条約日本批准を受けてはいるが子どもを基本的人権のある一人の人間として認めていたか？」

「子どもに対する諸施策が子どもの最善の利益を確保するものになっていたか？」

「子どもの人権を保障するため、町、保護者、幼保小中学校、地域の責務や役割は何か？」

「子どもにとって住みやすい筑前町は大人にとっても住みやすく、子どもと大人の協働のまちづくりが必要である。」

これらの貴重な意見をもとに、子ども未来会議の行動指針の一つとして子どもの権利に関する条例作成が掲げられました。

条例作成にあたっては、子どもたちの考えや意見を条例に反映するため、小中学生へのアンケート調査を行うとともに、中学生代表からの聞き取りを実施しました。

設置された「筑前町子どもの権利と健全育成に関する審議会」では、先進地視察や講演会を行い、小中学生の意見を参考にしながら、条例案をもとに審議を重ね、専門家の意見をいただき、またパブリックコメントや議会、各種委員会で説明会を開き意見集約をし、条例を作成しました。

この条例において、いじめや不登校、自殺、虐待など子どもを取り巻く状況が深刻化する中、「子ども」を「保護する対象」としてだけでなく、「権利の主体」として位置付けた意義は大きいと思っています。

条例を制定したことによって、子どもにとって大切な権利や社会参加への仕組み、子どもの権利侵害に対するサポートシステムとしての相談機関や救済機関の機能や役割を具体的に規定したことにより、子どもの権利を保障する施策を明確に提示することができました。

子どもの権利条例とともに、子ども施策の総合化に向けての取り組みでも、町の保健・福祉分野と教育分野の協働・連携をはじめとして、子ども本人、保護者、子ども施設関係者町民が一体となって、町民憲章の一つ「私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくれます」を目指します。

まず前文では筑前町子どもの権利宣言から子どもの思いを前面に出し、子どもの権利に関する基本的な考え方を述べています。

第1章では「総則」として、条例を制定する目的、用語の意義、町や保護者など、子どもに関わる者の責務について明記しています。

第2章では「子どもにとって大切な権利」について述べています。「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「自分を守り守られる権利」「意見表明や参加する権利」という4つの大きな柱に基づいて、子どもの権利を列挙しています。なお、この章で掲げる権利は子どもに限られたものばかりではありませんが子どもが被害者となる事件が社会問題化していることを考えるとあえてここで掲げることの意義は重要です。

第3章では「家庭、子ども施設、地域における権利の保障」について述べています。家庭、子ども施設及び地域という子どもが生活する主な場面に関わる人々が、第2章の「人間として大切な子どもの権利」を保障するに際して担うべき役割を規定しています。

第4章では「子どもにやさしい町づくりの推進」として、子どもの権利の周知と学習支援、意見表明や参加の促進、子どもの居場所づくりの推進、子育て支援の推進、必要なニーズのある子ども家庭への支援、子どもの虐待防止の促進、施策の推進について述べています。

第5章では「子どもの権利に関する救済」について述べています。子どもの権利が侵害された時や侵害されそうになった時に相談・救済を求めることができるよう規定しています。

第6章ではこの条例に基づく施策の実施状況の「検証」について述べ、検証を行うための「子どもの権利委員会」を設置するよう規定しています。

第7章及び附則は、この条例の運用に際しての必要な事柄を規定しています。

筑前町子どもの権利条例

1. 条例の骨格

前文
第1章 総則（第1条～第3条）
・目的 ・定義 ・責務
第2章 子どもにとって大切な権利（第4条～第7条）
・安心して生きる権利 ・自分らしく生きる権利 ・自分を守り、守られる権利 ・意見表明や参加する権利
第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障（第8条～第10条）
・家庭における権利の保障 ・子ども施設における権利の保障 ・地域における権利の保障
第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第11条～第17条）
・子どもの権利の周知と学習支援 ・意見表明や参加の促進 ・子どもの居場所づくりの推進 ・子育て支援の推進 ・個別に支援が必要である子どもとその家庭への支援 ・子どもの虐待防止の促進 ・施策の推進
第5章 子どもの権利に関する救済（第18条～第25条）
・子どもの権利に関する相談及び救済 ・子どもの権利相談機関 ・子どもの権利救済委員会 ・救済委員会の職務 ・勧告などの尊重 ・救済や回復のための連携 ・救済委員会に対する支援や協力 ・報告
第6章 検証（第26条～第28条）
・子どもの権利委員会 ・権利委員会の職務 ・提言と措置
第7章 雑則（第29条）
・委任
附則

前 文

わたしたちの命はかけがえのない、とても大切なものです。
そして、わたしたち子どもは未来をつくる大きな希望でもあります。
でも、夢や自由、命までうばわれ、苦しい思いをしている子どもたちは
この世の中には、たくさんいます。
しかし、“子どもは生まれながらにして権利を持っています。”
それをみんなで守りましょう。
わたしたちの未来のために。

「筑前町子どもの権利宣言」より

「筑前町子どもの権利宣言」は、1994年に批准された「児童の権利に関する条約」(「子どもの権利条約」)の理念に基づき、筑前町の子どもたち自らが、自分たちの権利への「思い」をわかってほしいという願いから作成したものです。

「子どもの権利条約」では、性別、国籍、障害などにかかわらず、すべての子どもには、生きる、育つ、守られる、そして参加する権利があり、「子どもの最善の利益」の確保が大人の義務としてうたわれています。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在です。一人の人間として尊重され、自らの意思でいきいきと成長していくことができます。

子どもは、あらゆる差別や暴力を受けることなく、また、保護者の愛情と理解をもって生まれ、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、様々な場に参加することができます。

子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切に、お互いに権利を尊重し合うことができます。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力を育み、そして子どもと大人が共につくる豊かな地域社会の形成にもつながるという考えの下、この条例を制定します。

【解説】

前文では、はじめに平成18年10月、子どもつどいで宣言した筑前町子どもの権利宣言序の部分を記しています。この権利宣言は子どもの権利条約日本批准をもとに作成したものです。

このように、子どもの権利条約に基づき、その重要な原則である「子どもの最善の利益」の確保をしながら、子どもの権利の保障を図ることについて基本的な考え方を示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民に幅広く子どもにも権利が保障されることを普及させ、子どもの権利を守り、子どもが健やかに成長できるように支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

【解説】

子どもの権利の保障を目的とするこの条例にとって、その目的達成のために町や町民がとるべき基本的な姿勢を表明しています。大人一人ひとりが子どもの権利について正しく理解することが重要であり、また、大人の考えを子どもに押し付けるのではなく、子どもにとって何が有益なのかを考えていくという立場をこの条例では一貫してとっています。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満のすべての人をいいます。
2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、その他の子どもが利用する町内の施設をいいます。

【解説】

この条例の対象となる「子ども」の定義にはさまざまな意見があり、どれが正しいとは一概にはいえませんが、児童福祉法では18歳未満の人を「児童」といいますし、子どもの権利条約における「子ども」の定義も18歳未満となっていることから、ここでは18歳未満の人を「子ども」とします。

第2項の「子ども施設」は、設置者の公私を問いません。「児童福祉法に規定する児童福祉施設」については、保育所などがあります。「学校教育法に規定する学校」については、小学校、中学校及び幼稚園などがあり、また、「その他の子どもが利用する施設」とは、いわゆる届出保育施設、事業所内保育施設、放課後児童クラブ（学童保育所）などを指します。

(責務)

第3条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者（以下「保護者」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において、子どもの権利の保障に努めます。

4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 町、保護者、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

7 町、保護者、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長していくことができるよう支援します。

【解説】

子どもの権利を守るためには、子どもにかかわるすべての人々がそれぞれの立場において努力するとともに、同じ目的のもとにお互いが努力することが何よりも大切です。この条文では、子どもの権利保障を進めるにあたり、町、親である保護者、子ども施設にかかわる人々、その他すべての町民にそれぞれ責務があることを述べ、その具体的な保障方法については後述します。

第2章 子どもにとって大切な権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、健やかに安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) あらゆる差別や暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 平和と安全な環境の下で生活できること。

【解説】

子どもは、子どもであると同時に一人の人間です。第4条では、子どもということにかかわらず人間として大切にされなければならない権利に、子どもだからこそ大事にしたい権利として第2号と第3号を加えて規定しています。第2号の暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力、無視される・存在を否定するようなことばを浴びせられるなどの精神的暴力、性的暴力を指します。また、放置とは、十分な食事を与えられなかったり、不潔な状態を続けさせられたりなど、世話をされずにいることを指します。第3号は、心と身体の成長過程である子どもの時期を通して人間が形成されていくことを考えれば、子ども特有の不可欠な内容であると考えられます。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく様々な経験を通して豊かな子ども時代を過ごすために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) ありのままの自分を大切にすること。
- (2) 学び、遊び、疲れたら休むこと。
- (3) ゆとりとやすらぎの時間的・空間的保障がされること。
- (4) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて自分で決めること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 自然に親しむこと。
- (7) 夢に向かって挑戦し、できなかつたら再度挑戦すること。
- (8) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

【解説】

第5条では、子どもが個性豊かに自分らしく育つことができる権利を規定しています。すべての子どもは、学んだり、遊んだり、休んだり、文化・芸術・スポーツ活動に参加する権利を有し、そのための機会や手段が保障されます。第2号でいう「学び」とは、学校教育だけをさすものではなく、文化やスポーツまで幅広く含むものです。いつ、何を、どのように学ぶかは一人ひとりの個性や能力に応じて、多様なものと考えられます。第3号の「空間的」とは、ゆとりやすらぎのために必要な場所や機会をさします。第8号の「地球環境の問題」とは、日常生活における身近な環境から、地球温暖化などの地球規模の環境問題に発展していることをさします。これらを踏まえ、快適で住みやすいまちづくりを目指す子ども自らの行動を保障することが求められます。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、守られるために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) 秘密が守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることにより不当な扱いを受けないこと。
- (5) 気軽に相談でき、必要な支援を受けること。

【解説】

すべての子どもは、子どもに保障されるあらゆる権利の侵害から保護される権利や子どもであるからといって不当な扱いを受けないことといった権利を規定しています。第2号の「成長が阻害される状況」とは酒、たばこ、有害図書、麻薬等の薬物、虐待などが考えられます。

(意見表明や参加する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加するために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際して、適切な支援を受けられること。

【解説】

子どもが自らの意思や意見を安心して表明でき、社会に参画することができる権利を規定しています。第1号では子どもの自己表現や意見表明について、またそれが尊重されることを規定していますが、子どもの言うことすべてを許し、聞き入れ、従うことと、尊重することは異なります。第3号では子どもがより主体性を持って社会にかかわることを考え、「参加」ではなく「参画」という言葉を用い、意見を生かされる機会がある、としています。これに関しても同様に、子どものすべての意見を無条件に聞き入れることを指しているわけではありません。かといって形だけ聞く振りをして、意見を聞き流すことでもありません。子どもの意見に真摯に耳を傾けることが重要です。そして十分に話し合った結果、子どもにとって最善の利益が子どもの意見と異なった場合、大人は子どもにわかるように理由を説明する必要があります。

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第8条 保護者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

2 保護者は、子どものことばや表情、しぐさなどから子どもの思いを受け止め、それに応えていくとともに、子どもと十分話し合うよう努めます。

3 保護者は、特に乳幼児期には、最も身近な理解者として子どもの気持ちを受け止め、応えていくよう努めます。

4 保護者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰など子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

5 保護者は、子どもの発達に有害なことから、子どもを保護します。

【解説】

ここでは、家庭における保護者の役割を述べています。第3条第2項で触れたとおり、保護者はその養育する子どもの権利保障に努める第一義的責任者であるとされています。これは、子どもの権利条約第18条において、「親または場合によって法定保護者は、子どもの養育および発達に対する第一義的責任を有する。子どもの最善の利益が、親または法定保護者の基本的関心になる」と定義されていることによりますが、近年、児童虐待などの痛ましい事件が続発していることから、親が責任を十分に果たせていないことが表面化している現状があります。これらを踏まえた上で、町は積極的に親の養育責任を援助しなければなりませんし、権利侵害が起きてしまった時には、その子どもの救済が必要です。町の果たす責務に基づく具体的な施策については、第5章において掲げています。

(子ども施設における権利の保障)

- 第9条 子ども施設関係者は、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて、子どもの心身の発達を助長し、子どもが自ら主体的に考える力などを身につけられるよう支援します。
- 2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し、子どもの権利が保障できるよう支援します。
 - 3 子ども施設関係者は、子どもに過度なストレスを与えたり、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。
 - 4 子ども施設関係者は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。
 - 5 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、虐待、体罰、いじめ、不登校などについての相談、救済、防止などのために必要な支援をします。
 - 6 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

【解説】

ここでは、子ども施設における子どもの権利保障について、子ども施設関係者が担うべき役割を述べています。

子どもにとって、学校や幼稚園・保育園などの子ども施設で過ごす時間は、家庭について長いものであり、子ども施設関係者は子どもの権利保障に際し重要な役割を果たすべきであると考えられます。ここでは、直接子どもと接する職員以外にも、その職員が子どもの権利保障を円滑に遂行できるような環境づくりを施設設置者などに求めています。

また、虐待・体罰・いじめ・不登校などが社会問題化し、その解決は緊急の課題となっています。子ども施設にもそれらの問題解決が求められていますが、その要因は複雑で施設内部だけでは解決できないケースが多く、関係機関や関係者との連携は不可欠です。

(地域における権利の保障)

第10条 町民は、地域の中で、子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めます。

2 町民は、子どもを地域社会の一員として認め、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めます。

3 町民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係をつくり合うことなどができるような居場所を確保し、これらの活動を支援するよう努めます。

4 企業などは、子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し、子どもとのかかわりを深めることができるよう努めます。

【解説】

ここでは、地域において町民が、子どもの権利保障に対して担うべき役割を述べています。

子どもにとって、地域はその成長とともに変化していくものです。例えば、小学生の子どもにとっては校区が主な地域と考えられますし、高校に入学するとその範囲は町外まで広がっていきます。また、地域が広がっていくことで、自ずと人間関係も広がりをみせていきます。

町民は、これらのことを踏まえた上で、子どもが健やかに成長できるような環境づくりに努める必要があります。

平成20年2月に実施した「子どもの権利に関するアンケート調査」において、小学校の高学年と中学生の多くが安心して心身ともに休める場所や友達と自由に集まり、語り、遊ぶことができる居場所を求めていることがわかりました。このことを踏まえ、第3項で掲げるのが「居場所」です。安心して休み、活動できる場を、家庭や子ども施設では補えず、それらとは異なった「居場所」を求めている子どもたちがいるのです。町民は子どもたちの成長に応じて、適切な居場所を提供していく必要があります。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの権利の周知と学習支援)

第11条 町は、子どもの権利について、町民の理解を深めるため広報活動に努めます。

- 2 町は、家庭、子ども施設、地域などにおいて、子どもが自分の権利と他者の権利を学び、お互いの権利を尊重し合うことができるよう支援します。

【解説】

第1条でも述べたように子どもの権利を守るためには、まず町民に幅広く子どもの権利を普及させる必要があります。すべての町民が、子どもの権利を侵害するような行為や事柄を他人事と考えることのないように子どもの権利についての意識の高揚を目指します。

具体的には、子どもの権利に関するチラシ、ポスターなどの作成、配布や学習会などの開催が考えられます。

(意見表明や参加の促進)

第12条 町、保護者、子ども施設関係者、町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において意見を表明し、参加することを尊重し、支援します。

- 2 町は、子どもがまちづくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。
- 3 子ども施設関係者は、施設の行事や運営などについて、子どもが考えや気持ちを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めます。
- 4 町民は、地域の行事や運営などについて、子どもが考えや気持ちを表明したり、参加したりする機会を設けるよう努めます。

【解説】

第7条において、子どもの意見表明や参加する権利について述べましたが、本条ではその権利を保障するにあたって、子どもにかかわる人々が行っていくべきことを掲げています。

第2項では、子どもが意見を表明し、参加することができる場や機会を提供することについて触れています。私たちが住む筑前町は、大人だけのものではなく子どもの意見も反映させるほうが、より多面的でよいまちづくりに繋がると考えられます

(子どもの居場所づくりの推進)

第13条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び若しくは活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。

町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 保護者、子ども施設関係者、町民は、子どもが年齢と発達に応じて安心して過ごすことができる居場所づくりに努めます。

【解説】

第10条の「地域における権利の保障」において、町民が子どもの居場所を確保、支援していく必要性を述べています。ここではさらに、子どもの居場所に対する町の姿勢について言及しています。町では、子どもたちの健やかな成長及び発達を見守るとともに、関係機関のネットワーク化を図り、総合的な支援機能をもって教育及び福祉の向上を図るため、こども未来センターを設置していますが、子どもの居場所のひとつとして、こども未来センターに「ミラクルーム」を設置しています。「ミラクルーム」の開設日は月曜日から金曜日(但し祝日及び12月29日から翌年の1月3日を除く)とし、開設時間は8時30分から17時15分までとしています。第1項での「ありのままの自分であること」とは、自分勝手な行動を擁護する意味合いではなく、子どもが大人から既存の子ども像の型にはめられ判断され、扱われることなく、自分が自分としていられることを指します。

この施策は、あくまで子どもの自主性を第一に考えて実施することが大切であり、町の役割は、居場所にかかわる子ども及び自主的に居場所活動を行う町民などを支援することだと考えます。

(子育て支援の推進)

第14条 町は、保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援に努めます。

【解説】

第8条で家庭における子どもの権利保障について、保護者の役割を述べていますが、ここでは保護者が安心して子育てができ、保護者がその責任を果たせるよう町は子育てに必要な支援を推進していくことを明言しています。

(個別に支援が必要である子どもとその家庭)

第15条 町、子ども施設、町民は、個別に支援が必要であると考えられる子どもとその家庭に対し適切な支援を行い、子どもが安心し、安定した養育が可能となるよう努めます。

【解説】

子どもの権利といっても一様ではなく、子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障が必要です。子ども又は家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、個別な支援を必要とする子どもや家庭には個別に応じた対応が必要であることを明らかにしています。

(子どもの虐待防止の促進)

第16条 町は、子ども施設関係者、町民と連携をとりながら、子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組めます。

2 子どもは、暴力から身を守り、安心安全な環境で過ごすための方法を身に付けることができます。

3 子ども施設関係者は、子どもに、暴力から身を守り、安心安全な環境で過ごすための方法を学習する機会を与えなければなりません。

4 子どもは、自らが虐待を受けたときや虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、

町や関係機関に相談することができます。

5 子ども施設関係者や町民は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに町や関係機関に通報しなければなりません。

6 町は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力し必要な支援をしなければなりません。

【解説】

近年、児童虐待が増加し、児童を虐待から守るための予防や早期発見は社会的に重要な取り組みです。同時に児童本人にも虐待から身を守る方法や相談機関など学習する必要があります。ここでは、虐待の予防や早期発見に努めるとともに、児童本人がスキルアップする学習の機会を設けることなど、子どもを虐待から守る手立てや、虐待にあった子どもへの救済を述べています。

(施策の推進)

第17条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第26条に定める子どもの権利委員会に報告します。

【解説】

町は、第2章から第5章までに述べられた子どもの権利について、その普及や保障が充分なされるための取り組みや、支援する内容を盛り込んだ施策を次世代育成支援対策行動計画、学校教育推進計画、策定中の人権教育啓発推進基本計画など、子どもに関する施策の計画の中でそれを推進します。

第5章 子どもの権利に関する救済

(子どもの権利に関する相談及び救済)

第18条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談機関及び救済機関を設置します。

2 子ども、保護者、子ども施設関係者及び町民は、町に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

【解説】

子どもや保護者、子ども施設関係者などすべての町民がいつでも相談でき、内容によっては救済ができる相談・救済機関を置くことを言及しています。

第2章で掲げるように、子どもは様々な権利を有しており、その権利を侵害されたとき、または侵害されそうになったときには、相談や救済を求めることができます。しかし、子どもは「権利の侵害」という概念を理解できない場合が多く、自分の悩み、苦しみが権利の侵害にあたるのかわからず、悩み続けるケースが多くみられます。第2項では、権利侵害からの救済を求めることができる者として、子ども以外に「保護者、子ども施設関係者及び町民」と規定していますが、これは子ども自身による権利侵害の判定が困難な場合を想定しています。

(子どもの権利相談機関)

第19条 子どもの権利の侵害に関する相談員をこども未来センターに置きます。

2 相談員は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をします。

【解説】

町では第13条の解説で示しましたこども未来センター内に、子どもの権利侵害にかかわる相談や救済の申立てに応じる子どもの権利相談室を設置しております。相談室の開設日は月曜日から金曜日(但し祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)とし、開設時間は8時30分から17時15分までとします。子どもの権利侵害に関する相談や救済の申立てを受ける相談員をこども未来センターに置き、子どもの権利の侵害に関する相談や救済に応じ、その子どもの救済や回復のために助言や支援を行います。相談員は救済委員へ繋ぐ直接の窓口となり、その資質は救済委員と同様に高いものが求められます。

(子どもの権利救済委員会)

第20条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、筑前町子どもの権利救済委員会(以下「救済委員会」といいます。)を設けます。

2 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が選任します。

【解説】

ここでは、第18条で挙げた相談・救済機関として設置する子どもの権利救済委員会について述べています。救済委員は、子どもの救済や回復に向けてより柔軟・迅速に対応できるよう独任制とします。具体的には法曹関係者、教育関係者、児童福祉関係者などが望まれます。

(救済委員会の職務)

第21条 救済委員会は、子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をします。

2 前項の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めることができます。

3 救済委員会は、必要に応じ、前2項の勧告、是正要請及び措置の報告を公表することができます。

4 前項の規定により公表をするにあたっては、救済委員会は合議をしなければなりません。

5 救済委員会は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

第21条では、救済委員会の職務を規定しています。子どもの権利救済制度は通常の相談機関とは異なり、積極的に関係機関に働きかける機能や行政自身の改善をもとめる機能等を備えていることを規定しています。

相談を受け、救済や回復のために助言や支援を行い、必要に応じて調査、調整、勧告、是正を行うという一連の救済に向けての動きを、一つの機関で引き受けることは、子どもに大きな安心感を与えることとなります。勧告は町の行政機関や職員に対して行うもので、是正要請は教育委員会などの町当局以外の機関や個人に対して行うものです。個人に向けてされるばかりでなく、機関に対して、子どもの権利侵害の救済に必要な制度の改善等の提言をすることも含めます。

救済委員会は、勧告や是正要請の権限をもちますが、一方的に勧告や是正要請をして、権利侵害をした相手と子どもとを対立させては、子どもにとって最善の方法とはいえなくなります。救済委員会の実際の仕事は人間関係を調整することであり、権利侵害をした側とされた側がどのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた取り組みを進めていきます。

(勧告などの尊重)

第 22 条 前条第 1 項の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

【解説】

救済委員会から勧告や是正要請を受けたものは、真摯に受け止め、必要な措置をとるよう努めなければなりません。

(救済や回復のための連携)

第 23 条 子どもの権利の侵害に関する相談機関及び救済委員会は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

【解説】

子どもの権利侵害を救済し、関係を回復させ、子ども自身が問題を解決していく力を支援するためには関係機関や関係者との連携が必要不可欠です。相談機関や救済委員会はこれら関係機関や関係者と連携し、協力して子どもを救済します。

(救済委員会に対する支援や協力)

第 24 条 町は、救済委員会の独自性を尊重し、その活動を支援します。

2 保護者、子ども施設関係者、町民は、救済委員会の活動に対して協力します。

【解説】

救済委員会は子どもが安心して相談し、救済を求めることができるよう、町や子ども施設、地域の団体などのどれにも属さない、独立した第三者機関であり、町はその独自性を尊重します。町や保護者、子ども施設関係者、町民は、権利侵害をされた子どもが救済され、その状況が回復するよう救済委員会に協力します。

(報告)

第 25 条 子どもの権利の侵害に関する相談機関及び救済委員会は、その活動状況などを町長に報告します。

【解説】

相談機関や救済委員会は町長に活動状況を報告することで、相談機関や救済委員会の活動状況が把握できるだけでなく、ひいては子どもの直面する問題やその現状に対して共通認識をもてることに繋がりますがプライバシーを侵害することがないように十分に注意する必要があります。

第6章 検証

(子どもの権利委員会)

第26条 この条例に基づく施策の実施状況を検証し、子どもの権利を保障するために、筑前町子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

- 2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。
- 3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において識見を有する者や町民のうちから町長が委嘱します。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げるものではありません。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。

【解説】

条例を制定したことのみで子どもの権利が保障されることはありません。大切なのは、条例に基づいて取り組まれる施策が、真に子どもの権利を保障することにつながっているのかということです。

この権利委員会は、第三者的な立場から、子どもの権利保障状況を調査・審議し、町に報告・提言を行っていきます。この条例を生きたものにするには、極めて重要な組織であるといえます。

(権利委員会の職務)

第27条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、または、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況について調査や審議をします。

- 2 権利委員会は、前項の審議にあたっては、町民から意見を求めることができます。

【解説】

前条を受けて、権利委員会が行う具体的な職務を掲げています。

町は第17条と第18条に定める施策の状況を権利委員会に報告します。これを受けて、権利委員会では、権利の保障状況について審議を行います。また、権利侵害などが認められるなどにより必要があるときには、町からの報告を受けずに調査・審議することもできます。その際、アンケートなどの方法で町民に意見を求めることも一つの手段として考慮しています。

(提言と措置)

第 28 条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

【解説】

前条で掲げた調査・審議の結果について、権利委員会は報告書としてとりまとめの上、町に報告・提言します。町がこの提言を最大限尊重し必要な措置を講じることにより、この条例はさらに生きたものとなり、子どもの権利保障に関する施策は充実していくこととなります。

第 7 章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長その他の執行機関が定めます。

【解説】

「この条例の施行に関し必要な事項」とは、条例に基づいて施策を行うにあたって必要であるが、条例には掲げていない細かな事項を指します。また「その他の機関」としては、教育委員会が主なものとして考えられます。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行します。

【解説】

附則では、この条例が実際に効力を有することとなる日を定めています。